

行政書士の会員数（全国） 53,076名（R7.2.15現在）

申請取次行政書士数（全国）

集計	人数
令和元年1月1日現在	8,213
令和2年1月1日現在	9,438
令和3年1月1日現在	9,733
令和4年1月1日現在	10,065
令和5年1月1日現在	10,358
令和6年1月1日現在	10,957

行政書士とは

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、顧客からの依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続き代理、契約書・遺言書等の権利義務又は事実証明に関する書類の作成を行います。

社会構造やビジネスの複雑高度化に伴い、文書の作成においても高度な法的・専門的知識を要求されることが増加してきています。行政書士がそれらの書類を正確・迅速に作成することにより、個人の諸権利・諸利益が守られ、あるいは行政の効率的な処理が確保されることから、行政書士制度は日本国内で高く評価されております。

※現在、日本には44,950名(平成26年10月1日)の行政書士が登録されています。

行政書士の使命

行政書士の徽章(コスモス)が意味するように、行政書士は社会調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

**We Can Help You
in Many Ways!**



**私たちは、
日本に住む外国人を
サポートします。**



日本行政書士会連合会
<http://www.gyosei.or.jp>

行政書士は国家資格者として外国人の方々の日本における 在留、帰化、就労、起業などをサポートしています。

Q1 行政書士の入管業務とはどのようなものがあるのですか？

A 行政書士は、以下のような業務を扱い、顧客のために地域の入国管理局への申請を行います。

- (1) 外国にいる外国人の招聘のための在留資格認定証明書の申請
- (2) 日本にいる外国人の在留期間更新許可申請
- (3) 日本にいる外国人の在留資格変更許可申請
- (4) 日本にいる外国人の永住許可申請
- (5) 在留特別許可の申出



「ユキマサくん」
日本行政書士会連合会の
公式キャラクターです。

Q2 入管業務以外に行政書士はどのような国際業務を扱いますか？

A 行政書士は、以下のような国際業務を行います。

- (1) 帰化許可申請、国籍取得届申請
- (2) 国際結婚、離婚、相続に伴う相談
- (3) 対日投資手続き及び会社設立関係書類の作成
- (4) 外国向け文書の証明・外務省の公印確認・アポスティーユ認証取得サポート
- (5) 日本以外の国のビザ申請サポート

届出済行政書士とは

出入国管理に関する一定の研修を受けた行政書士のことです。届出された行政書士に申請依頼をすると、申請人本人は入国管理局への出頭が免除されます。

Q3 Q1・Q2以外の業務はどのような業務がありますか？

A 行政書士は、行政法及び行政手続きの専門家として、建設業、運送業、風俗営業、薬事業、産業廃棄物処理業、土地開発など適応する法律を遵守し、業務の遂行に必要な許認可を関係官庁から取得します。また、行政書士は、代理人として、顧客のために、契約書、遺産分割協議書、定款、議事録などの会社や個人の権利義務に関する法的文書を作成します。その他にも、ADRや成年後見といった新しい分野の法的サービスの提供も行っています。



行政書士の活動実績

新型コロナウイルスに関する支援

書類作成・許可手続の専門家として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種の政府施策において、さまざまな相談に応じ、支援を行っています。一例として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会と連携し、新型コロナウイルスの蔓延によって、売上が大きく減少した事業者や休業せざるを得なかった事業者に対し、全国で8,179件(2021(令和3)年3月～2022(令和4)年7月)の事業復活支援金等の相談及び申請書類の作成、申請手続支援を行いました。また、各地域の行政書士会と無料の経営相談所である、よろず支援拠点が連携し、家賃支援給付金のサポートを行ったり、独自に無料電話相談窓口を開設し、国民に寄り添った支援活動を行っています。



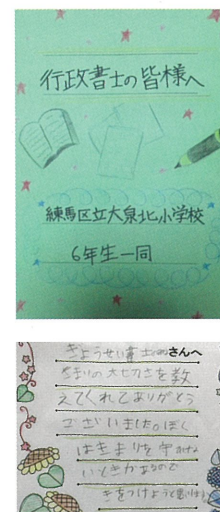
新型コロナウイルス関連の申請手続支援に関する新聞広告(東京都行政書士会)

法教育の実施

一見身近に感じにくい法律は市民生活の基本です。法律や司法制度等の基礎になっている価値や法的なものの考え方を、未来の法を担う主権者となる子どもたちに伝えることが必要であると考え、各地域の行政書士会で法教育を行っています。行政書士の業務が、いかに日常生活に深く関わるものであるか、理解を深めてもらうことはもちろん、インターネットトラブルや自転車ルール等の身近な内容や地域・学校のニーズに促した題材から法律に触れ、学び、考えるきっかけの場を提供することで、法律の重要性を子どもたちに知ってもらうことを目標に、今後も法教育の推進を行っています。



都内小学校での法教育授業の様子(東京都行政書士会)



災害対策の実施

地震や風水害、火山噴火等の大規模災害の発生に際し、必要な情報を収集し、被災地の行政書士会とその会員のみならず被災自治体とともに、被災者を支援する事業を行うため、日行連では大規模災害対策本部を設置しています。災害発生時には、防災の基本理念である「自助」「共助」「公助」に基づいた、迅速かつ適切な組織活動で災害対策を進めています。



新潟県村上市豪雨災害支援への感謝状贈呈式の様子(新潟県行政書士会)

ウクライナ避難民への支援

2022(令和4)年4月よりウクライナ避難民等在留支援本部を設置し、ウクライナからの避難民の方々の支援を行っています。希望される方からの連絡を電話もしくはメールで受けて、ヒアリングを行い、支援希望者在住の各都道府県の行政書士により在留資格変更許可申請を行う等、避難民の方々が日本で安心して安定した暮らしが送れるようにサポートをしています。

●ウクライナ避難民無料相談窓口

期 間・・・2022(令和4)年4月～

相談受付件数・・・131件

(2023(令和5)年3月31日現在)

申請代理件数

(短期滞在から特定活動への変更等申請件数)

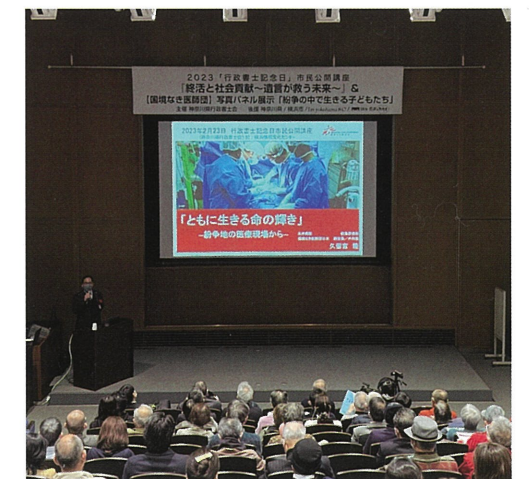
・・・132件(2023(令和5)年3月31日現在)

行政書士制度記念日事業

2月22日は、1951(昭和26)年の同日、行政書士法が成立し、法律第4号として公布されたことから、「行政書士記念日」とし、毎年各行政書士会で無料相談会や講演会、セミナー等の実施を行っています。国民のご相談にお応えしていくこと等を通じ、行政書士制度の認知向上を図り、さらなる発展を目指します。

●2022(令和4)年度の記念日事業例

- ・女性行政書士による女性のための無料相談会(福島県行政書士会)
- ・市民公開講座(神奈川県行政書士会)
- ・行政書士開業セミナー／新聞広告(石川県行政書士会)
- ・権利擁護公開セミナー／新聞広告・ラジオCM出演 無料相談会(兵庫県行政書士会)
- ・遺言作成セミナー／新聞広告(鳥取県行政書士会)
- ・県広報誌広告／無料相談会(香川県行政書士会)
- ・行政書士に関するパネル展示／無料相談会(沖縄県行政書士会)



国境なき医師団による市民公開講座の様子(神奈川県行政書士会)